

小規模事業者持続化補助金<一般型> 申請システム操作手引き

採択～交付決定
(商工会議所地区)

2024/6/5

改訂履歴

Ver.	更新日付	該当ページ	改訂内容
1.0	2024/6/5	全ページ	初版作成

1. はじめに	P.3
2. 不備の修正方法	P.4-7
3. お問い合わせ窓口	P.8

- ◆ **各種申請の作成要否・提出期限については、交付規定をご確認ください。**
- ◆ **支援依頼先によって一部手順が異なる場合がございますので、ご自身の支援依頼先が商工会・商工会議所のどちらであるかをご確認ください。**
- ◆ 本補助金の概要や制度の詳細、補助金内容のお問い合わせ先については、小規模事業者持続化補助金〈一般型〉のホームページをご参照ください。
商工会地区：https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
商工会議所地区：<https://s23.jizokukahojokin.info/index.php>
- ◆ 本手引きは、小規模事業者持続化補助金〈一般型〉申請システムにて採択後の不備修正を行う方法を説明した資料です。※画像はイメージのため今後変更となる可能性があります
対象の補助金は、「小規模事業者持続化補助金〈一般型〉」です。他の補助金を申請する場合にはご利用いただけません。
- ◆ 「小規模事業者持続化補助金〈一般型〉」の公募申請を紙で提出された場合は、交付決定後の申請も紙での申請となり、電子申請システムを使用することはできません。
- ◆ 電子申請の場合、各種通知はマイページ上でご確認ください。
- ◆ 動作環境は以下のとおりです。下記のブラウザの最新バージョンをご利用ください。
※Microsoft Edgeの「Internet Explorerモード」は申請上のエラー等が生じますので利用しないでください
 - Windows :Google Chrome, Firefox, Microsoft Edge
 - Android :Google Chrome
 - iOS :Google Chrome, Safari
 - macOS :Google Chrome, Firefox, Safari
- ◆ アップロード可能なファイルの拡張子は以下の通りです。
pdf、zip、doc、docx、xls、xlsx、png、bmp、jpg、jpeg、heic、gif

マイページ

小規模事業者持続化補助金 (一般型)

[マイページ](#) [ログアウト](#)

マイページ

お知らせ

掲載日	詳細
-----	----

公募交付申請

申請ステータス	差戻し
依頼先確認ステータス	指摘あり
様式4発行ステータス	発行済み
様式10発行ステータス	-
採択結果	採択 申請内容に不備がありました。 不備解消をするまで補助事業を開始できません。
申請日	2024/05/31 AM 11:54
管理番号	A015001301893
通知文書	採択通知書

[中小企業庁関連事業データ活用ポリシー](#)

© 小規模事業者持続化補助金



採択後、申請内容の修正が必要な場合があります。

- ① 採択通知書を閲覧したい場合は、通知文書欄のボタンをクリックしてください。
- ② マイページから「**公募・交付申請を開始する**」リンクを押下してください。

申請内容確認

小規模事業者持続化補助金（一般型）

マイページ ログアウト

申請内容確認

以下の内容で申請します。内容を確認の上、提出してください。
修正が必要な場合は、各種修正ボタンを押下し修正を行ってください。

各種変更等	↑
変更承認申請(計画変更)	申請する
中止・廃止	申請する
辞退申請	申請する

申請情報入力 2024/05/23 PM 12:02 更新	↑
事業開始日の決定方法	交付決定日から開始
事業終了日(公募・交付申請時)	2024/07/01
補助事業に関して生ずる収入金に関する事項	②収入金無し
最低賃金労働者入力 5/23/2024 1:58:31 PM 更新	↑

①

▼ 修正依頼(1)		
依頼日	項目名	コメント
2024/05/23 AM 12:00	事業内最低賃金	登録内容と賃金台帳に差異があるため修正してください。

事業場内最低賃金算出表

以下に、事業場内最低賃金に該当する労働者名を入力し、該当する賃金体系を選択の上、①直近1か月分の賃金台帳に記載された賃金額と②所定労働時間数等を記載すると、③時間給または時間換算額を自動算出されます。また、④事業場内最低賃金となる時間給または時間換算額も自動表示されます。

No.	労働者氏名	賃金体系	①	②	③	④	都道府県	最低賃金
1	てすと てすお	月給制	250,000円/月	8.00時間	1,549.586円	1,550円	兵庫県	1,001円
2	てすと てすこ	時給制			1,200円	1,200円	大阪府	1,064円

②

修正



修正内容の確認を行います。

- ① 申請内容確認画面が表示されますので、修正依頼の内容を確認ください。
- ② 修正すべき内容を確認したら、該当箇所の「修正」ボタンを押下してください。

不備修正

小規模事業者持続化補助金 (一般型)

マイページ ログアウト

賃金引上げ枠・賃上げ加点(様式7)

[操作時の注意事項](#)

修正依頼(1)

依頼日	項目名	コメント
2024/05/23 AM 12:00	事業内最低賃金	登録内容と賃金台帳に差異があるため修正してください。

※賃金引上げ枠・賃上げ加点の申請者のみ 様式7(賃金引上げ枠・賃上げ加点申請に係る誓約書)

賃金引上げ枠・賃上げ加点を希望する場合には様式7および役員、専従者従業員を除く全従業員の「労働基準法に基づく、直近1か月分の賃金台帳の写し」「雇用条件(1日の所定労働時間、年間休日)が記載された書類の写し」の添付が必要です。事業場内最低賃金の算定対象者は、申請時点において在籍している従業員です(退職している従業員は、事業場内最低賃金の算定対象外です。また、当初の計画通りに従業員の賃金の引き上げがなされていない場合も対象外)。また、赤字事業者で補助率の引き上げを希望する者は、上記書類に加えて、直近1期(または1年)に税務署へ提出した税務署受付印のある書類(※<赤字事業者のみ>の欄をご確認ください)の添付が必要です。

事業場内最低賃金算出表

以下に、事業場内最低賃金に該当する労働者名を入力し、該当する賃金体系を選択の上、①直近1か月分の賃金台帳に記載された賃金額と②所定労働時間数を記載すると、③時間給または時間換算額を自動算出されます。また、④事業場内最低賃金となる時間給または時間換算額も自動表示されます。

No.	労働者氏名	賃金体系	①	②	③	④	都道府県	最低賃金	不備コメント
編集 削除	1	ですと ですお	月給制	250,000円/月	8.00時間	1,549.586円	1,550円 兵庫県	1,001円	
編集 削除	2	ですと ですこ	時給制			1,200.000円	1,200円 大阪府	1,064円	

[追加](#)

関連書類の添付

役員、専従者従業員を除く全従業員の労働基準法に基づく、直近1か月分の賃金台帳の写しを添付してください **必須** [?](#)
※ファイル名は「賃金台帳(事業者名)」としてください。

ファイルを選択 選択されていません
[sample.pdf](#) [削除](#)

役員、専従者従業員を除く全従業員の雇用条件(1日の所定労働時間、年間休日)が記載された書類の写しを提出 **必須**
※ファイル名は「雇用条件(事業者名)」としてください。

ファイルを選択 選択されていません
[sample.pdf](#) [削除](#)

例)雇用契約書、労働条件通知書、就業規則等

[戻る](#) [次へ](#)



コメントに沿って申請内容の修正を行います。

- ① コメントに沿って修正を行ってください。
- ② 修正が完了したら、「次へ」ボタンを押下してください。
- ③ 下記のダイアログが表示されます。確認の上、「OK」を押下してください。

入力内容を修正すると関連する項目についても修正が必要な場合がありますので、既に入力済みの内容についても再度ご確認をお願いいたします。

③



- ④ 修正依頼コメントがある項目、および修正した箇所に関連する項目、すべての修正が完了したら、「最終確認画面へ」ボタンを押下してください。

電子申請に係る同意事項

1. 本補助金の審査にあたって、中小企業庁所管の他補助金事務局が保有する、申請者に係る他補助金の申請・交付等に関する情報が利用されることに同意します。
2. 効率的な補助金執行のため、本補助金の申請・交付等に関する情報について、中小企業庁所管の他補助金事務局に対して情報共有されることに同意します。

 1及び2のいずれにも同意します

④



申請内容確認

小規模事業者持続化補助金 (一般型)

マイページ ログアウト

申請内容確認

以下の内容で申請します。内容を確認の上、提出してください。
修正が必要な場合は、各種修正ボタンを押下し修正を行ってください。

各種変更等	
変更承認申請(計画変更)	申請する
中止・廃止	申請する
辞退申請	申請する

申請情報入力 2024/05/23 PM 12:02 更新	
事業開始日の決定方法	交付決定日から開始
事業終了日(公券・交付申請時)	2024/07/01
補助事業に関して生ずる収入金に関する事項	②収入金無し

採択が決定されると、小規模事業者持続化補助金事務局(商工会地区:全国商工会連合会、商工会議所地区:株式会社日本経営データ・センター)から採択者に対し、「採択通知書」が発行され、その後、補助金の交付対象としての事業の実施を正式に認める「補助金交付決定通知書」が発行されます。
補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は「補助金交付決定通知書」に記載された交付決定日から可能です。

採択通知書だけでは、補助事業を始めることはできません。
また、採択通知書は申請金額を保証するものではありません。
補助金交付決定を受けても、実績報告書等の確認時に、各種要件を満たしていると認められない場合は、補助金の交付は行いません。

上記の内容を確認しました

② 提出

[中小企業庁関連事業データ活用ポリシー](#)

© 小規模事業者持続化補助金



修正した申請の提出を行います。

- ① 申請内容確認画面が表示されます。全ての修正が完了していることを再度確認してください。
- ② 記載の内容をよく読み、「上記の内容を確認しました」にチェックを入れ、「提出」ボタンを押下してください。
- ③ 下記のダイアログが表示されますので、「OK」を押下してください。

提出を行います。よろしいですか？

③

OK

キャンセル

●新システムの操作に係るお問い合わせ窓口（商工会議所地区）

☎ 03-6704-4709

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00

※土日祝日、年末年始の休業日を除く

※お電話はお間違いのないようお願いいたします（通話料がかかります）

※本補助金の概要や制度の詳細、補助金内容のお問い合わせ先については、
小規模事業者持続化補助金〈一般型〉のホームページをご参照ください。

<https://s23.jizokukahojokin.info/>